

<報道発表資料>

令和 7 年 5 月 2 7 日

京都市都市計画局建築指導部建築指導課

建築基準法第 4 3 条第 2 項に基づく

路地奥の建築物建替え等の認定・許可基準を改正

建築基準法第 4 3 条第 2 項に基づく認定及び許可の基準並びに同許可に係る包括同意基準を改正します。

【背景・目的】

建築基準法（以下、「法」といいます。）第 4 3 条第 1 項では、建築物の敷地は法上の道路に接していることを原則としていますが、同条第 2 項で特例として、第 1 号で認定制度、第 2 号で建築審査会の同意が必要な許可制度を規定しています。

本市では、認定及び許可の基準を設けており、この度、建築基準法施行規則の改正を反映するとともに、路地奥の建築物の更新促進等を目的に、これらの基準を改正します。

併せて、手続の合理化のため、京都市建築審査会があらかじめ包括的に同意する包括同意基準も改正します。



【改正の概要】 詳細については、下記 URL 又は二次元コードを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000271510.html>

京都市 接道許可

検索

- 1 建築基準法施行規則の改正（令和 5 年 12 月 13 日）に伴う改正
⇒ これまで許可の対象としてきたものが、認定で可能になります。
認定・許可・包括同意基準改正
- 2 路地奥の建築物の建替えの促進・延焼防止性能の高い建築物への誘導
⇒ 準防火地域内における耐火建築物又は準耐火建築物の建蔽率の緩和(令和 2 年法改正)を、建築基準法の道路に接道していない一部の敷地にも適用します。
認定・許可・包括同意基準改正
- 3 許可の個別審査による許可実績の積み上げ
⇒ 建築審査会で個別に審査していた基準の一部を包括同意基準に移行します。
包括同意基準改正
- 4 左京区大原戸寺町地区における地区計画の変更（令和 7 年 4 月地区計画変更）
⇒ 地区計画の地区施設として拡幅整備する「通路」沿いでの認定基準を新設します。
認定基準改正

< 施行日 >

令和 7 年 5 月 3 0 日 (金)

< お問合せ先 >

京都市都市計画局建築指導部建築指導課 道路担当

電話：0 7 5 - 2 2 2 - 3 6 2 0